

## 住居確保給付金【家賃補助】のご案内

離職又は自営業の廃止、又は個人の責任・都合によらない就業機会等の減少により離職や廃業と同程度の状況になり、経済的に困窮し、住居を喪失した方又は住居を喪失するおそれのある方を対象として、家賃相当分の給付金を支給するとともに、倉吉市社会福祉協議会（あんしん相談支援センター）による就労支援等を実施し、住居及び就労機会の確保に向けた支援を行います。

### ◆支給額：家賃相当額（共益費等を除く）を支給します。

※世帯人数による支給上限額があります。

※収入合計額が基準額を超える場合には支給額の調整があります。

【支給額（上限あり）＝基準額＋実際の家賃額－収入合計額】

| 世帯人数 | 支給上限額   | 基準額      |
|------|---------|----------|
| 1人   | 34,000円 | 86,000円  |
| 2人   | 41,000円 | 124,000円 |
| 3人   | 44,000円 | 147,000円 |
| 4人   | 44,000円 | 175,000円 |
| 5人   | 44,000円 | 209,000円 |

### 支給額の例

- ・ 1人世帯で家賃3万円、収入合計額が5万円の場合  
収入合計額が基準額以下のため調整はなし。  
家賃が支給上限額以内のため、支給額は家賃相当額の3万円
- ・ 2人世帯で家賃6万円、収入合計額が10万円の場合  
収入合計額が基準額以下のため調整はなし。  
家賃が支給上限額を超えているため、支給額は上限額いっぱいの4.1万円
- ・ 2人世帯で家賃5万円、収入合計額が15万円の場合  
収入合計額が基準額以上のため調整を行う。  
( 基準額 + 家賃額 - 収入合計額 = 支給額 )  
12.4万円 + 5.0万円 - 15万円 = 2.4万円  
支給額は収入超過による調整後の2.4万円

### ◆支給期間：3か月間

※一定の条件により3か月間の延長、再延長が可能（最大9か月間）

### ◆支給方法：貸主等の口座へ直接振込みます。

### 住居確保給付金【家賃補助】を受けるための要件および支給額

申請時に以下の①～⑧のいずれにも該当する方が対象となります。

- ① 離職等又はやむを得ない休業等により経済的に困窮し、住居喪失者又は住居喪失のおそれがあること。
- ② 申請日において、離職等の日から2年（疾病、負傷、育児等やむを得ない理由がある場合は最長4年）以内である。又は就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が個人の責任・都合によらないで減少し、離職や廃業と同程度の状況にあること。
- ③ 離職等の前に、主たる生計維持者であった。又は申請日の属する月において、その属する世帯の生計を主として維持していること。
- ④ 申請日の属する月の、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入合計額が次の表の収入基準額以下であること。（収入には、公的給付等を含む）

| 世帯人数 | 収入基準額<br>（家賃が上限額の場合） | 収入基準額算定方法               |
|------|----------------------|-------------------------|
| 1人   | 120,000円             | 86,000円＋家賃額（上限34,000円）  |
| 2人   | 165,000円             | 124,000円＋家賃額（上限41,000円） |
| 3人   | 191,000円             | 147,000円＋家賃額（上限44,000円） |
| 4人   | 219,000円             | 175,000円＋家賃額（上限44,000円） |
| 5人   | 253,000円             | 209,000円＋家賃額（上限44,000円） |

- ⑤ 申請日において、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が次の表の金額以下であること。

| 世帯人数 | 金融資産       |
|------|------------|
| 1人   | 516,000円   |
| 2人   | 744,000円   |
| 3人   | 882,000円   |
| 4人以上 | 1,000,000円 |

- ⑥ 公共職業安定所等に求職の申込みをし、誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行うこと。

※自営業者のうち、事業再建を希望する場合は経営相談先への相談申込みをし、経営相談先の助言等をもとに、自立に向けた活動計画を作成し、計画に基づく取組

を行うこと。

- ⑦ 地方自治体等が実施する類似の給付等を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていないこと。
- ⑧ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが、暴力団員でないこと。

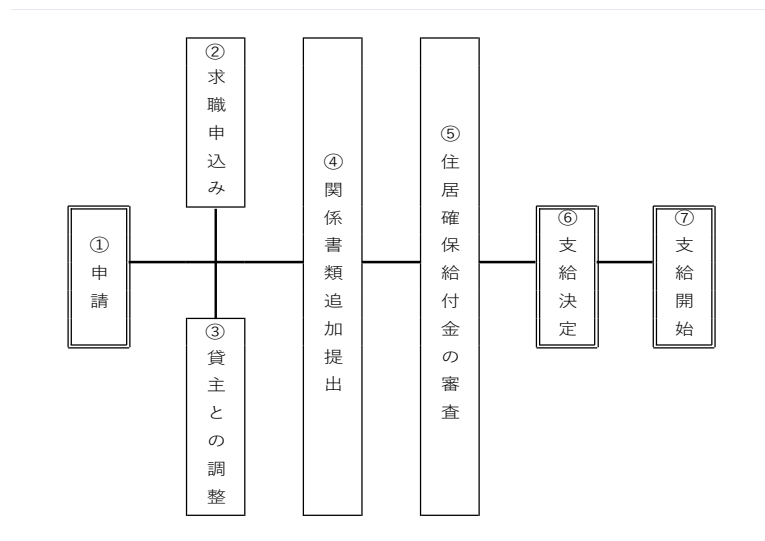
### 住居確保給付金【家賃補助】の支給申請時に必要なもの

- ・ 住居確保給付金支給申請書（倉吉市社会福祉協議会にあります）
- ・ 住居確保給付金申請時確認書（倉吉市社会福祉協議会にあります）
- ・ 本人確認書類（次のいずれかの写し）  
マイナンバーカード（個人番号カード）、運転免許証、住民基本台帳カード、一般旅券、各種福祉手帳、健康保険証、住民票の写し、戸籍謄本等（写真がないものは2つ以上）
- ・ 離職等後2年以内の者であることが確認できる書類の写し
  - ・ 離職票、雇用保険受給資格者証等がない場合は、給与振込が一定の時期から途絶えている通帳の写しなど、離職者であることが確認できる何らかの書類
  - ・ 申請日において就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少し、当該個人の就労の状況が離職又は廃業の場合と同程度の状況にあることを確認できる書類の写し
- ・ 申請日の属する月の収入が確認できる書類  
申請者及び申請者と同一の世帯に属する方の収入が確認できる書類（給与明細・通帳等）  
※雇用保険の失業給付、年金等の公的給付も収入に含みます。
- ・ 金融資産が確認できる書類  
申請者及び申請者と同一の世帯に属する方の金融機関の通帳等の写し
- ・ 求職申し込みが確認できる書類  
求職受付票の写し及び「求職申し込み・雇用施策利用状況確認票（倉吉市社会福祉協議会にあります）」
- ・ 入居（予定）住宅関係書類
  - ＜住居を喪失されている方＞  
「入居予定住宅に関する状況通知書」（倉吉市社会福祉協議会にあります）
  - ＜住居を喪失するおそれのある方＞

現在お住まいの住宅の賃貸借契約書及び「入居住宅に関する状況通知書（倉吉市社会福祉協議会にあります）」

## 住居確保給付金【家賃補助】の申請から決定まで

### （１）住宅を喪失するおそれのある方の場合



#### ① 申請

倉吉市社会福祉協議会（あんしん相談支援センター）で住居確保給付金に関する説明を受け、申請書類及び必要書類を提出します。

#### ② 求職申し込み

公共職業安定所等にて求職申込みを行い、「求職受付票」の交付を受けるとともに、「求職申込み・雇用施策利用状況確認票」への記載及び交付を受けてください。

自営業の方で、事業再建を目指す方は経営相談先へ経営相談の申込みを行ってください。

#### ③ 貸主との調整

不動産業者等に申請書の写しを提示するとともに、「入居住宅に関する状況通知書」への記載及び交付を受けてください。

#### ④ 追加書類の提出

倉吉市社会福祉協議会（あんしん相談支援センター）へ「入居住宅に関する状況通知書」、「賃貸住宅に関する賃貸借契約」の写し、「求職受付票」の写し及び「求職申込み・雇用施策利用状況確認票」を提出します。

経営相談を行う方は経営相談先の名称を、住居確保給付金申請時確認書（裏面）へ記載し、自立相談支援機関等へ提出してください。

## ⑤ 住居確保給付金の審査

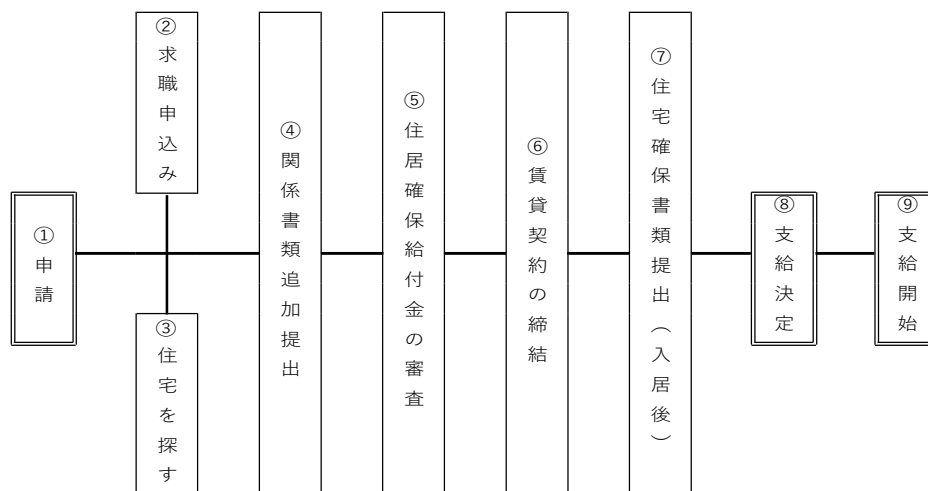
## ⑥ 支給決定

審査の結果、受給資格ありと認められた場合は「住居確保給付金支給決定通知書」が、受給資格なしと判断された場合には「住居確保給付金不支給通知書」が交付されます。

## ⑦ 支給開始

倉吉市から不動産業者等へ直接家賃相当額が振り込まれます。

### (2) 住宅を喪失している方の場合



## ① 申請

倉吉市社会福祉協議会（あんしん相談支援センター）で住居確保給付金に関する説明を受け、申請書類及び必要書類を提出します。

## ② 求職申し込み

公共職業安定所等にて求職申し込みを行い、「求職受付票」の交付を受けるとともに、「求職申し込み・雇用施策利用状況確認票」への記載及び交付を受けてください。

自営業の方で、事業再建を目指す方は経営相談先へ経営相談の申し込みを行ってください。

## ③ 住宅を探す

不動産業者等に申請書の写しを提示して、当該不動産業者等を介して賃貸住宅を探し、住居確保給付金支給決定等を条件に入居可能な賃貸住宅を確保してください。

敷金・礼金などの入居初期費用について、社会福祉協議会の総合支援資金貸付（住宅入居費）を利用する場合は、その旨不動産業者等に伝えてください。

入居可能な住宅を確保した場合には、不動産業者等から「入居予定住宅に関する状況通知書」への記載及び交付を受けます。

## ④ 追加書類の提出

倉吉市社会福祉協議会（あんしん相談支援センター）へ「入居予定住宅に関する状況通知書」、「求職受付票」の写し及び「求職申込み・雇用施策利用状況確認票」を提出します。

経営相談を行う方は経営相談先の名称を、住居確保給付金申請時確認書（裏面）へ記載し、自立相談支援機関等へ提出してください。

#### ⑤ 住居確保給付金の審査

審査の結果、受給資格ありと認められた場合は「住居確保給付金支給対象者証明書」及び「住居確保報告書」が、受給資格なしと判断された場合には「住居確保給付金不支給通知書」が交付されます。不支給となった場合は、住宅を確保している不動産業者等に賃貸借契約を締結できない旨を連絡してください。

#### ⑥ 賃貸借契約の締結

「入居予定住宅に関する状況通知書」の交付を受けた不動産業者等に対し、「住居確保給付金支給対象者証明書」を提示し、予定していた賃貸住宅に関する賃貸借契約を締結してください。この際、総合支援資金（住宅入居費）の借入申込みをしている場合は、その写しも提示してください。

総合支援資金（住宅入居費）の借入申込みをしている方の場合、本賃貸借契約は、原則として「停止条件付き契約（初期費用となる貸付け金が不動産業者等へ振り込まれたことが確認された日をもって効力が発生する契約）」となります。なお、総合支援資金（住宅入居費）を活用せず、初期費用を自分で用意可能な方の場合には、通常契約となると考えられますが、混乱を防ぐため住居確保給付金対象者については全て停止条件付きの契約とするとしている不動産業者等もあると考えられますのでご注意ください。

住宅入居費が不動産業者等に振り込まれたことをもって停止条件付きの賃貸借契約の効力が発生しますので、不動産業者等との間で入居に関する手続きを行い、すぐに住民票の変更手続きをしてください。

#### ⑦ 住宅確保書類提出

実際に支給を受けるためには、住宅入居後7日以内に、「賃貸住宅に関する賃貸借契約書の写し」及び新住所における「住民票の写し」を添付して、「住居確保報告書」を倉吉市社会福祉協議会（あんしん相談支援センター）に提出してください。

#### ⑧ 支給決定

「住居確保給付金支給決定通知書」が交付されますので、住宅を確保している不動産業者等に写しを提出してください。

#### ⑨ 支給開始

倉吉市から不動産業者等へ直接家賃相当額が振り込まれます。

### 住居確保給付金【家賃補助】受給中の義務

（ハローワーク等で求職活動を行う方）

◆支給期間中は、公共職業安定所等の利用及び倉吉市社会福祉協議会（あんしん相談支援センター）の支援員の助言などにより常用就職に向けた求職活動を行ってください。

◆毎月2回以上、「職業相談確認票」を持参の上、公共職業安定所等の職業相談を受ける必要があります。「職業相談確認票」に公共職業安定所等の担当者から相談日、担当者名、支援内容について記入を受けるとともに、確認印を受けます。

◆毎月4回以上、倉吉市社会福祉協議会（あんしん相談支援センター）の支援員による面接等の支援を受ける必要があります。「職業相談確認票」及び「住居確保給付金常用就職活動状況報告書」を支援員へ提示して求職活動状況を報告してください。

◆原則週1回以上、求人先への応募を行うか、求人先の面接を受ける必要があります。これはハローワークにおける活動に限ったものではないので、求人情報誌や新聞折り込み広告なども活用してください。

◆倉吉市社会福祉協議会（あんしん相談支援センター）においてプランが策定された場合は、上記に加え、プランに記載された就労支援（職業訓練や就労準備支援事業等）を受けてください。

◆収入額を確認することができる書類を、倉吉市社会福祉協議会（あんしん相談支援センター）に毎月提出してください。

（経営相談を行う方）

◆毎月1回以上、経営相談先での経営相談を受け、「自立に向けた活動状況報告書」に、相談日、担当者名、支援内容等について記載してください。

◆経営相談先からの助言等をもとに、自立に向けた活動計画を作成し、月に1回以上、計画に基づく取組を行ってください。

◆毎月4回以上、自立相談支援機関の支援員等による面接等の支援を受ける必要があります。

◆収入額を確認することができる書類を、倉吉市社会福祉協議会（あんしん相談支援センター）に毎月提出してください。

### 受給中に常用就職した場合は届出が必要です

支給決定後、常用就職（雇用契約において、期間の定めがない又は6ヶ月以上の雇用期間が定められている就職）が決定した場合は、「常用就職届」を倉吉市社会福祉協議会（あんしん相談支援センター）へ提出してください。

### 一定の要件を満たせば延長・再延長が可能です

住居確保給付金の受給期間が終了する際に、一定の要件を満たしていれば、3か月の給付を、2回まで延長することが可能です。

要件：受給中に誠実かつ熱心に就職活動を行っていたこと、  
世帯の収入と預貯金が一定額以下であること など

住居確保給付金の受給期間の延長又は再延長を希望される場合は、当初の受給期間の最終月に、収入と預貯金がかかる書類を倉吉市社会福祉協議会（あんしん相談支援センター）へ提出してください。

### 支給額を変更できる場合があります

以下の項目に該当する場合は、家賃が変わったこと又は収入が下がったことが証明出来る書類を倉吉市社会福祉協議会（あんしん相談支援センター）へ提出してください。

- ・住居確保給付金支給対象住宅の家賃が変更された場合
- ・収入があることから支給額の調整を受けていた方であって、受給中に収入が減少し、基準額以下に至った場合
- ・受給者の責によらず転居せざるを得ない場合や、倉吉市社会福祉協議会（あんしん相談支援センター）の指導により倉吉市内での転居が適当である場合

### 住居確保給付金【家賃補助】を中止する場合があります

以下の①～⑧のいずれかに該当する場合、住居確保給付金の支給を中止します。

①受給者が「住居確保給付金受給中の義務」に書かれた求職活動を行わない場合又は就労支援に関する倉吉市社会福祉協議会（あんしん相談支援センター）の指示に従わない場合

②受給者が常用就職（支給決定後の常用就職のみならず、申請前後の常用就職も含む）又は受給者の給与その他の業務上の収入を得る機会が増加し、かつ就労により得られた収入が収入基準額を超えた場合

また、受給者が常用就職したこと及び就労に伴い得られた収入の報告を怠った場合

③受給者が住宅を退去した場合（大家からの要請の場合、倉吉市社会福祉協議会（あんしん相談支援センター）の指導による場合を除く。）

④受給者が虚偽の申請等不適正な受給に該当することが明らかになった場合

⑤受給者が禁錮刑以上の刑に処された場合

⑥受給者及び受給者と同一の世帯に属する者が暴力団員と判明した場合

⑦受給者が生活保護費を受給した場合

⑧上記のほか、受給者の死亡等、支給することができない事情が生じた場合

### 住居確保給付金【家賃補助】の再支給について

住居確保給付金は、原則一人一回の支給です。

ただし、住居確保給付金の受給期間中又は受給期間の終了後に、常用就職又は給与その他の業務上の収入を得る機会が増加した後、新たに解雇（受給者の責に帰すべき重大な理由による解雇を除く。）その他事業主の都合による離職、廃業（本人の責に帰すべき理由または当該個人の都合によるものを除く）もしくは就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少し、かついずれも従前の支給が終了した月の翌月から起算して1年を経過している場合であって、支給要件に該当する場合は再度支給を受けることができます。

### 住居確保給付金【家賃補助】を返還していただく場合があります

住居確保給付金の受給中又は受給前後に虚偽の申請等不適正受給に該当することが判明した場合には、既に支給した住居確保給付金の全額又は一部の返還を受給者に求めるとともに、以降の住居確保給付金の支給も中止します。

#### 【ご相談・お問合せ先】

社会福祉法人倉吉市社会福祉協議会 あんしん相談支援センター  
倉吉市福吉町 1400 番地（倉吉福祉センター内）  
TEL:0858-24-6265 FAX:0858-22-5249

#### 倉吉市役所福祉課

倉吉市堺町2丁目 253 番地1（市役所第2庁舎）  
TEL:0858-22-8118 FAX:0858-22-7020  
E-mail:fukushi@city.kurayoshi.lg.jp